奈 良 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業最低賃金専門部会 第 1 回 議事要旨

開	催	日	時	令和2年10月5日(月曜日) 午前9時50分~午前11時25分			
出	席	状	況	公益を代表する委員	出席 3名	定数	3名
				労働者を代表する委員	出席 3名	定数	3名
				使用者を代表する委員	出席 3名	定数	3名
主	要	議	題	(1)専門部会長及び部会長代理の選任について (2)専門部会の審議日程について (3)関連資料について (4)関係労使からの意見聴取について (5)最低賃金額等の審議について			
議	事	要	山田				

- 1 部会長に伊東眞一委員、部会長代理に杵崎のり子委員が選出された。
- 2 本日の金額審議以降の専門部会、次回以降の専門部会を非公開とすることとされた。
- 3 専門部会の日程について、第2回は10月8日(木)午前10時、第3回 は10月15日(木)午前10時、予備日として10月29日(木)午後1 時で了承された。
- 4 事務局から審議関連資料について説明した。
- 5 関係労使から意見聴取した。
- (1) 労働者側意見(要旨)

当該業種については、大手から中小零細企業まであり、企業間格差が顕著に現れやすい構造になっている。このような状況の中、労働者の賃金のミニマム基準を審議する、即ち引き上げることによる格差の改善が、事業の公正競争に寄与することになると考える。

一方で、最低賃金制度は働く者の暮らしを守る制度で、企業にとっても雇用する従業員はステークホルダーのひとつであり、社会的責任を果たすという側面も持ち合わせている。 人財確保の観点からも避けて通れない議論であり、是非とも大局的な視点で公明正大な議論と審議が行われることを求める。

他府県の特定最低賃金と比較してみると、兵庫は942

円、滋賀で930円、大阪は967円に対し、奈良は897 円となっていることから、奈良県企業は採用を求めても、労働者はより賃金の高い他府県へ働く場を求めるとい需給ギャップが起こる大きな要因になっていると考える。労働力確保の観点に立ち、特定最低賃金の大幅な引上げが必要である。

他方で、奈良県の新規高卒者の初任給額(男女計)を時間額換算すると979円で、特定最低賃金との差が82円であり、同一労働同一賃金の観点に立った是正と、企業間格差の是正による公正競争のために特定最低賃金の大幅な是正が必要である。

企業内最低賃金に準拠した水準へ接近するよう、大幅な改善が必要であることは言うまでもなく、その役割を果たすのがこの審議会であり、労使が十分認識しておく必要があると考える。

申出書にも記載されているとおり、奈良県内の最も低い労働協約の金額は988円であり、これも大きな乖離となっている。

これらのことから現行の897円から、当面は先に述べた水準まで引き上げる必要がある。

従来であれば、これらのことを基本的な考えとして議論すべきと考えるが、今年においては新型コロナウイルスの影響があることも理解しており、その中で奈良県の実態を踏まえて協議したい。

(2) 使用者側意見(要旨)

観光立県の奈良県では、インバウンドを含む観光および関連飲食、イベント等の需要が喪失し、ゼロになったといえる大変厳しい状況で、関連する製品・サービスの需要が大幅な減少、需要減少に伴う投資案件の凍結等の影響が見られる。これらを総合的に勘案するに、奈良県の経済状況は、新型コロナウイルス感染拡大の影響も大きく厳しい状況にあることを直視しなければならない。

新型コロナウイルス感染拡大の影響から、外出制限、活動の自粛により営業活動が殆どできない中、売上げが大幅に減少し、拡大できない状況である。第二波・第三波が懸念される中、大幅な需要の減少に歯止めが掛からない現状で、景気の悪化が進行する中、大きく需要が復活することは考えられない。

奈良県の実態として、全国及び近畿内の各府県と比べてみても、各指標全てにおいて、大幅に下回っており、奈良県鉱工業指数や有効求人倍率も、全国的にも近畿の中でも改善は遅れており、厳しい状況が続いている。

この業界は、海外企業とのし烈な競争と共に、海外での生産が増加して、国内の生産規模が縮小し、空洞化が進む中で、県下の中小零細企業にとっては、今後受注環境が一層厳しくなることが非常に懸念される。

特定最低賃金については、地域別最低賃金と区別する必要性に乏しく、最も中心的な真の基幹職種以外の職種についても適用されることで、地域別最低賃金が適用される業種と比べても、あまりにも差異が大きい。

特に昨年度時点で、地域別最低賃金との間に45~60円と 非常に大きな差があり、奈良の経済・産業等の実態と照らし合 わせても実情を反映していない。

奈良の地域別最低賃金は、現下の新型コロナウイルス感染症拡大の影響で経済が大幅に落ち込む中で、中央最低賃金審議でも据置きが妥当との意見を表明されたにもかかわらず、結果1円の引上げがなされた。

これらの状況下で、特定最低賃金が更に引き上げられた場合は、人件費コストの吸収が困難なことから、雇用の減少・縮小が起こり得ると考える。

これらの状況を踏まえ、今年度の審議に当たっては、「事業の継続と雇用の維持を最優先とする」とのメッセージを公労使で強く発信するためにも百年に一度の危機と言われたリーマン・ショックをも上回る状況下において据置きすべき環境であると考える。

- 6 公益委員の立場として、労使各側委員より今年度の金額審議の方 針、意見等について個別に聴取した。
- 7 次回(第2回)は、10月8日(木)午前10時から開催する。